

令和7年度 豊中市伊丹市クリーンランド電力調達（単価）及び余剰電力売却（単価）質疑回答

質問		回答
1 仕様書・契約書（案）全体に関わる内容について		
豊中市伊丹市クリーンランドが発電トラブル等で数カ月間にわたって発電が停止する場合、電力の地産地消の実施が困難になると想定されます。その場合は電力調達契約変更の協議を行うことは可能でしょうか。		■両市共通 協議することは可能です。
契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが 契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。		■両市共通 契約締結期限については設けていませんが、切り替えに支障が無い期間で契約締結をお願いします。
豊中市・伊丹市がHP上で公表しているとおり、両市は既に指定小売業者へ供給の申入れを行っているという理解でよろしいでしょうか。クリーンランドの入札を落札した際には、両市が公表している条件にて電力供給を行うことができるという保証があるものと理解しております。		■両市共通 お見込みのとおりです。
契約保証金について銀行保証書でも可能でしょうか。 可能な場合、2週間ほどお時間をいただいてよろしいでしょうか。		■伊丹市 伊丹市契約に関する規則第25条第8号の規定により、契約保証金は免除を予定しております。 ■豊中市（市長契約分、上下水道事業管理者契約分） 豊中市財務規則第109条及び第93条の規定により、市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって代えることができるものとしております。時間につきましては、できるだけ早くご用意いただき、切り替えに支障がない期間で契約締結ができるようにお願いします。
2 契約電力について		
供給側の契約電力をご教示願えますか。		■伊丹市 【別紙】供給施設一覧及び見積内訳書（様式）のシート「供給施設一覧」R列「予定契約電力」に記載のとおりです。 ■豊中市（市長契約分、上下水道事業管理者契約分） 「別紙 供給施設情報」のS列「予定契約電力」に記載のとおりです。
3 燃料費等調整額について		
契約に至った場合は、入札時における燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇、〇円）を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。		■両市共通 問題ありません。 なおこの場合、既に本地域の旧一般電気事業者が2025年4月1日より市場価格調整を見直すことを発表しているため、本事業に係る契約調整において、当該内容について協議を行う予定です。
地域の旧一般電気事業者が燃料費（等）調整の算定諸元の見直しを伴う価格改定をした場合、割引率を変えずに同様の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議にご対応いただけますか。		■両市共通 本地域の一般送配電事業者が設定する託送料金に関する制度変更、本地域の旧一般電気事業者が設定する燃料費調整額および市場価格調整額に関する制度変更があった場合のみ、協議可能です。
豊中市・伊丹市への電力供給に関しましても、みなし一般電気事業者の燃料費調整制度等が参照されるかと存じますが、当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更（みなし一般電気事業者の燃料費調整額の算定の変更を含む）が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。 弊社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容（電気需給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は弊社の入札への不参加となる場合がございます。		■両市共通 本地域の一般送配電事業者が設定する託送料金に関する制度変更、本地域の旧一般電気事業者が設定する燃料費調整額および市場価格調整額に関する制度変更があった場合のみ、協議可能です。

質問		回答
4 契約対象施設について		
契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。		■伊丹市 電力契約に影響する工事等の予定はありません。 ■豊中市（市長契約分、上下水道事業管理者契約分） 「別紙 供給施設情報」のA I 列「備考」に記載のとおりです。
自家発補給電力の使用予定が年間通してゼロとなっておりますが、現契約及び過去において使用したことはございますか。		■伊丹市 現契約及び過去において本契約メニューにおける使用実績はありません。 ■豊中市（市長契約分、上下水道事業管理者契約分） 該当施設はありません。
工事負担金に関しまして、お客様の都合で親設備設置・工事が着工する際に発生しました工事代金などは当社で負担することができませんが、ご了承いただけますか。		■両市共通 問題ありません。
5 今年度の電力供給会社について		
SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。		■両市共通 現契約情報については、契約調整時にお知らせいたします。
6 計量日について		
計量日は毎月1日でしょうか。		■伊丹市 【別紙】供給施設一覧及び見積内訳書（様式）のシート「供給施設一覧」M列「定例検針日」に記載のとおりです。 ■豊中市（市長契約分、上下水道事業管理者契約分） 「別紙 供給施設情報」のN列「定例検針日」に記載のとおりです。
7 見積書について		
指定小売業者の候補となった場合、豊中市・伊丹市への電力供給に関する見積もりはいつまでに提出する必要がありますでしょうか。		■両市共通 開札日（12月5日）に両市より見積依頼の連絡をいたしますので、確認後、直ちに提出をお願いします。
8 請求書発行等について		
弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い致します。		■伊丹市 問題ありません。 ■豊中市（市長契約分、上下水道事業管理者契約分） WEBページから請求書（会社名、会社所在地、代表者名、契約者宛ての宛名、請求日、請求金額、請求内容（いつの、どの電気代なのか）が明記されているもの）をダウンロードできれば、そのダウンロードした請求書に従って支払いしますので問題ありません。
弊社では電気使用量、電気料金、30分デマンド値が確認できるWEBページの取り扱いがありません。供給施設ごとの電気使用量、電気料金、30分デマンド値が確認できるExcelを毎月送付させていただくことでも問題ないでしょうか。		■両市共通 問題ありません。
当社は1施設に対して1枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。 尚、以下の例のような分割支払いに関しましては、お客様から入金の内訳を事前にお知らせいただくことで対応可能となりますが、ご了承いただけますか。 【例】庁舎 〇,〇〇〇円 業者A 〇,〇〇〇円 業者B 〇,〇〇〇円		■両市共通 問題ありません。
当社は紙の請求書（明細）をもって検針票に代えさせていただきますが、よろしいでしょうか。 （W e bにて同様の請求書、使用量等をご確認いただけます）		■両市共通 問題ありません。